

第 7 次大阪府医療計画の中間見直しに向けた基本的な考え方について

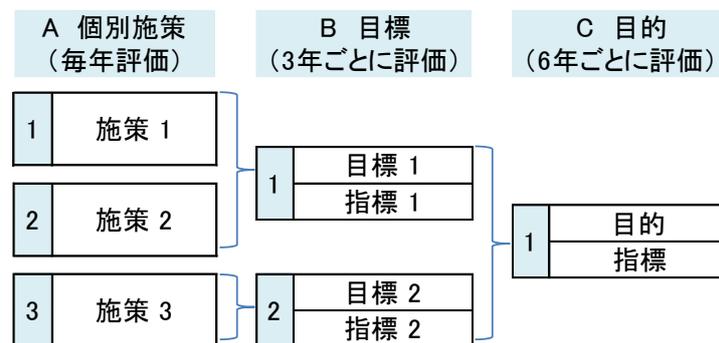
1 現在の状況

- 第 7 次大阪府医療計画では、各分野について、施策指標マップ（下図）を作成し、取組を進めている。
- 取組（A 個別施策）について、第 7 次大阪府医療計画では、計画中間年（2020 年度）までの取組については詳細を記載しており、中間年までの取組の結果を踏まえ、計画最終年（2023 年度）までの取組を進めるとしている。
- また、「B 目標」については、3 年毎の評価となっており、2020 年度に評価することとなっている。

＜国における医療計画中間見直しに向けた動き＞

- 厚労省「医療計画の見直し等に関する検討会」では、中間見直しに向け、目標指標の一部追加・見直し、医師確保計画策定を踏まえた小児・周産期体制等が議論されている。

図表 第 7 次大阪府医療計画 施策・指標マップ



2 2020 年度の検討事項

(1) 全般

- ① 2021 年度から 2023 年度の実施（A 個別施策）
- ② 「B 目標」の評価
- ③ （上記①及び②を踏まえ）必要に応じて施策指標マップの見直し

(2) その他、各分野の主な検討事項

- ① 小児・周産期
⇒小児・周産期領域における医療提供体制の検討（別紙）
- ② 在宅医療
⇒在宅医療の整備状況の評価と目標の設定
（大阪府高齢者計画（3 年毎の改定）で設定する介護サービスの見込み量と整合性を図る）